

アメリカン・インディアンの差別と言語の問題*

中 村 敬

(1)

8月14日（1989）発行の『信濃毎日』（朝刊）は、米ネバダ州に住むパイウーテ族（The Paiutes）の約300人が、連邦地裁に130年前の土地取引をめぐり鉄道会社のサザン・パシフィック・トランスポーテーション社を相手に起こしていた集団訴訟の結果を報じている。報道によれば、約130年前にパイウーテ族に750ドルで売った土地をめぐる取引が違法だったとして、サザン・パシフィック・トランスポーテーション社が「元値の1600倍に当たる120万ドル（約1億6千8百万円）」を支払うことになったのである。この報道が人目をひくのは、その補償額の高さにあるのではなく、インディアン達が白人によって結ばれた無数の条約（De Puy, H. F., [1917]によれば、イギリス政府がインディアン諸民族と結んだ条約は、1677年以降1768年までの約100年間に55種類に達する）の有効性を裁判所が認めたことにある。つまり、有効性を認めなければ、当然今回のような個別条項の正当性をめぐる裁判は起こり得ないからである。先住民族のアメリカン・インディアンの側からみたアメリカ史は、白人の社会・経済・文化の一方的な侵略史であるから、厳密にはインディアンに結ばせた条約の有効性は極めて疑わしい。しかも、条約は多くの場合白人によって一方的に破られて来た（Haig Bosmajian, 1974）のであるからなお

* この論文は、昭和63年度成城大学特別研究助成費を得て行われた「現代米語の諸相」の研究の一部である。

さらのことである。

しかしながら、たとえ一方的に結ばされたものであったとしても、インディアン諸民族の生活を2世紀以上にわたって縛り続けて来たわけだから、条約の有効性にいきなり切り込むよりも、無数の条約違反を取り上げ争訴に持ち込むことによって条約の実態を明らかにすることの方が戦略的にはむしろ有効であろう。実際、実態が明らかになればなるほど、条約の欺瞞性と無効性が証明されるはずだからである。その意味で、今回の連邦裁判所の判決は考えようによれば（アメリカ国家にとって）極めて危険なものである。つまり、個々の条項の運用上の違法性を追及すればするほど条約そのものの有効性や正当性に疑問が出て来るが、それはそのままアメリカ国家の存在の基盤そのものに対する深刻な疑惑を呼び起こすはずだからである。それはそうであろう。先住民族に頼まれもしないで一方的に自分達の都合でやって来た白人達の意図したことが先住民の消滅（genocide）にあったことが明白になっている以上、アメリカ国家の建設は出発点において大きなあやまちを犯していたと考えられるからである。白人達は自らの行為をどのように正当化しようとしたか。Haig Bosmajian (1974) は次のように言う。

... In his book *The Indian Heritage in America*, Alvin M. Josephy, Jr. observes that "in the early years of the sixteenth century educated whites, steeped in the theological teaching of Europe, argued learnedly about whether or not Indians were humans with souls, whether they, too, derived from Adam and Eve (and were therefore sinful like the rest of mankind), or whether they were a previously subhuman species." Uncivilized and satanic as the Indians may have been, according to the European invaders, they could be saved ; but if they could not be saved then they would be destroyed.

要するに白人達は神に選ばれた人間であり、インディアンは「人間以下」の存在なのであるから、殺戮の対象となっても当然であった。こうした宗教的イデオロギー（ラス・カサス、〔翻訳〕、1988、p.14）によってインディアン諸民族の消滅に正当性を与えられた白人達は、コロンブスのアメリカ「発見」以降、ラス・カサスの『インディアスの破壊について

ての簡潔な報告』([翻訳], 1976, 原名 Bartolomé de las Casas : BREVISIMA RELACIÓN DE LA DESTRUCCIÓN DE LAS INDIAS, 1552 [英訳 *Brief Relation of the Destruction of the Indies*]) が雄弁に語る幾多の蛮行をインディアンに加えて来たのである。それによってある部族は消滅し、またある部族は解体した。ラス・カサス言う——「インディアンたちがキリスト教徒たちに対して行なった戦争はいつもきわめて正当なものであった。一方、キリスト教徒たちがしかけた戦争で正当なものは、なにひとつなく、むしろ、その戦争はことごとく極悪非道で、不正きわまりなく、かつてこの世のどんな暴君でも行なったことのないような酷いものであった」。

例えればペコート族 (The Pequots) である。ペコート族は、コロンブスがアメリカ大陸を「発見」(1492) してからほぼ150年後の1637年に実質的に解体してしまう。Waldman, C. (1988)によれば, Some Pequot descendants still live in Connecticut. They share three small reservations with their relatives the Mohegans in New London and Fairfield counties. Another Pequot group, the Schaghticokes, who settled along the Housatonic River after the Pequot War, hold a third reservation along with the Paugusset band of Wappingers in Litchfield Country. であるから、厳密な意味での消滅ではない。しかし、部族としての機能をはたしてはいないのであるから実質的には解体同然である。ペコート・インディアン解体のいきさつについては、藤永茂『アメリカ・インディアン悲史』(朝日選書, 1974)に詳しいが、ほぼ350年前に解体した一族が今日まったく忘れられたわけではなく、アメリカで現在使用中の小学生の読本に生きのびていることを藤永茂 (1974) は報告している。

お話を主人公、ロバート君はキャプテン・ジョン・メイソンがペコート・インディアンを皆殺しにしてしまう勇ましいお話を熱心にきき入る。

「彼の小さな部隊は、明け方のまだ暗いうちに攻撃をかけられ、ペコート・インディアンは全く不意をつかれました。兵士達は、つみ上げた木の囲いを、おのでたたきやぶって、中へなだれこみ、インディアンのたくさんの小屋に火をつけ、ほとんど全部の男たち、女たち、こどもたちを殺し、とうもろこしや、他の食糧をやき払ってしまいました。こうして、もう厄介をしてかすペコートはすっか

りいなくなってしまったのです。他のインディアン達は白人達がどんなにすばらしいファイターかを見ておそろしくなり、その後、ながい年月の間、平和を保ちました。」ロバート少年は溜息をつく。「ぼくもそのときいっしょにやれたらよかったのになあ……」(p. 48)

藤永氏は以上の引用の後に次のように続ける——。『ロバート少年はやがて明朗な、笑顔にみちた、正常なアメリカ青年となるだろう。ソンミのカリー中尉もかつて、一人のロバート少年であったに違いない。正常なアメリカの好青年が同時に、モンスターであり得るとすれば、われわれが問わねばならないのは、「正常とはいったい何か」ということでなければなるまい。問いは、われわれの中へ向けねばならぬ』、と。「アメリカン・インディアン問題」の普遍的かつ今日的課題は、まさにこの一点に集約できるであろう。「アメリカン・インディアン問題」("The Indian problem") ということばは白人の側が造り上げたもので、「白人が処理すべき未解決で厄介な問題」ともいうべき含意を持っているが、コロンブスのアメリカ大陸「発見」以降500年にわたってインディアン達がくぐり抜けて来た歴史を考えると、つまり、白人がほぼ一貫してインディアン諸民族の抹殺 (genocide) を意図しながら、彼等の企てが今日なお多くの抵抗に遭いほぼ不成功に終わっている現実を考えると、「インディアン問題」は、むしろ優れて「白人問題」であると言わねばならない。

「インディアン問題」という用語のそのような含意を十分に考慮に入れつつ、「インディアン問題」の普遍的かつ今日的課題を考えると次のようにになるのである。問題は二つある。第1は、「インディアン問題」は、一つの民族国家 (nation-state) が帝国 (empire) に成長して行く時に、社会・経済上周辺民族に何が起こるか、あるいは起らねばならないかを、典型的に示しているということである。アメリカン・インディアンの総人口は、THE 1987 INFORMATION PLEASE ALMANACには、The total Indian population of the United States, according to the 1980 census, is 1,418,195. Source Department of the Interior, Bureau of Indian Affairs とあるから、ほぼ150万人と考えてよいだろう。ついでながら1970年の人口調査では、76万572人で、そのうちアメリカン・イン

ディアン諸語を母語とする人口は24万2千967人であった (Ferguson, C. A. & Heath, S. B., 1981)。いったいこの数字（150万人）をどのように読んだらよいのだろうか？ アメリカ合衆国の総人口は2億3千万人（1989）であるから、割合から言えば1.7パーセント強と実に微微たるものである、とも考えられる。さらに、かつては（インディアンの総人口が）1200万人にも達していた事実 (Meyer, W. 1971, によると今世紀初頭には25万人にまで減少した)，そして一度は自律的な「憲法」さえ所有していた事実（上田伝明, 1974 ; Perdue, T., 1980）を考慮に入れてみると、150万人という数字は、白人文化の包囲網の中で、アメリカ先住民族の衰退と敗北を示す以外の何物でもないであろう。しかしながら、例えば、人口が僅か27万人程度でも、ブルネイのように立派に独立国としてやっているところもあるわけだから、150万という数字は自律的な国家を形成するのに十分過ぎる数字だ。にもかかわらず、今日の時点で、インディアン達が自治権を再び手に入れ、かつてそうであったように自前の憲法を持った民族国家たり得る可能性は限りなくゼロに近いよう見える。つまり、民族・国家成立の絶対要件は人口ではないということである。たとえ150万人の人口を擁していても、アメリカン・インディアンのように500年近くも社会的に優勢な文化圏にとり囲まれ、強力な同化政策のもとで生き続けなければならなかった場合、しかも、「保留地」(reservations, [カナダでは] reserve。なお、保留地は、1980年現在アラスカを除く合衆国全体で278を数える——富田虎男, 1982) という名の「強制収容所」に囲い込まれ民族全体が完全な分断状態に置かれた場合、民族復権にかけるエネルギーの結集はほとんど不可能に近いものと思われる。その意味において150万人（2世・3世などのいわゆる「インディアン系」を加えれば実に500万人 [Mayer, W., 1971]）の人口をかかえていながら、彼等は“manifest destiny”から完全に自由になれないであろう。「インディアン問題」は、一つの民族国家が、強大になろうとする時には、必ずそれを支えるイデオロギー（それが今日の我々にとっていかに牽強付会に見えようと）が存在すること、そして強大化の道を歩む過程で必ず周辺民族の消滅を招来すること、を一つの明白な反論の余地のない事実として示してくれているのである。（神から）選ばれたとする選民意識やそれに付随する“manifest destiny”的イデオロギーは、一つの信仰であるから科学的な論証の問題ではない。論証の問題ではなく神秘的な信仰の

問題であったからこそ、異民族抹殺のイデオロギーにより強固な正当性が与えられたと考えるべきだろう。その意味で、「インディアン問題」は、現代史に限って言えばナチズムのユダヤ民族の排斥と差別、その結果としての大量虐殺、「大日本帝国」の朝鮮支配、第二次大戦中のマレー半島における「皇軍」による人民虐殺、下ってはベトナム戦争における（アメリカ軍による、ソンミ事件にみられるような）皆殺しや化学兵器の使用による大量虐殺と「奇形児」の大量発生（轟田隆史『ベトナム枯葉作戦の傷跡』すずさわ書店、1982など）に通ずる極めて今日的かつ普遍的課題を我々に突きつけている。

第2の問題は、ロバート少年が提起する人間像の問題である。ロバート少年は、ペコート民族の抹殺をソンミのカリー中尉と同じように、当然の如く眺めている。それは一つには教育の問題だとも言えるだろう。例えば、極く平均的なアメリカ人のうち何人がラス・カサス（1988）が伝える、インディアンに対する無数の残虐行為のいくつかを知っているだろうか。一例を引用する。

彼らは、誰が一太刀で体を真二つに斬れるかとか、誰が一撃のうちに首を斬り落せるかとか、内臓を破裂させができるかとか言って賭をした。彼らは母親から乳飲み子を奪い、その子の足をつかんで岩に頭を叩きつけたりした。また、ある者たちは冷酷な笑みを浮べて、幼子を背後から川へ突き落とし、水中に落ちる音を聞いて、「さあ、泳いでみな」と叫んだ。彼らはまたそのほかの幼子を母親もろとも突き殺したりした……（p.26）

断っておくが、ここに引用した残虐行為は例外的なものの一つではなく、極く日常的に起こっていた行為である。この事件はコロンブスの大陸「発見」以降カステリーリア王国派遣の兵士によって引き起こされたもので、アングロ・サクソン民族の手になるものではない。しかし、基本は同じである。健全なアメリカ少年のロバート君にとっては、インディアンの側からみたアメリカ大陸史はまったく無縁な存在であった。おそらく公教育の場で与えられるアメリカ史はことごとく白人の側から描いてみせた歴史であったろう。そうでなければ、ロバート少年のような白人中心の人間観を背負った人物を教科書に何の批判的コメントも付

けずに登場させるはずがないからである。

ほぼ5世紀にわたって先祖が犯し続けた無数の罪業に無知なロバート少年を健全だとすれば、健全とはすなわち「不健全」の謂でしかない。あるいはこうも言えるだろう。「健全」とは支配者の側に身を置いた人間の謂であると。支配者の側とは「基準」(norm) や標準(standard)を与える側であり、「常識」の側である。人間は標準や基準の側に身を置く方が安全である。したがって大多数の人間は安全の側を選ぶ。大多数の人間が選びとった生き方は、それ故に疑問を持たれることはない。かくして、ロバート少年は再生産され、白人中心のイデオロギーは維持されて行くのである。「インディアン問題」は、「健全」とは、しばしば支配の側に身を置く人間が造り上げた一つの虚像に過ぎないことを語り続けている点で極めて今日的で普遍的な課題を突きつけているのである。いったいインディアン諸民族は、白人達にどのように差別されて来たのか、次にその点について主として言語の問題に絞って論じてみたい。

(2)

本章での主題は、インディアンは白人にどのように規定(define, categorize)されて来たかということである。まず法律である。いわゆる「文明化された五部族」(The Five Civilized Tribes of Indians [Seminole, Cherokee, Choctaw, Chickasaw, Creek] ——Perdue, T., 1980) は、セミノール族を除いて成文憲法を所有していた。1839年に制定されたチェロキ憲法(The Constitution of the Cherokee Nation)は全6条73項から成る。第1条「領土」、第2条「権力の分立」、第3条「立法部」、第4条「行政部」、第5条「司法部」、第6条「雑則」という構成になっている(上田伝明, 1974)。こうした構成を一読して驚くことは、彼等の憲法が近代国家にふさわしいものであったということだ。上田伝明(1974)は、1787年の北西部領地条例ではインディアンを独立民族として認めていたと考え、こうした考え方の最後のものとして1832年の最高裁判決におけるマーシャル長官の言葉を引用している——「インディアン・ネイションは、太古の時より土地の疑うべからざる所有者として、彼らの始原的な自然権(original natural rights)を保有して、はっきり区別された、独立の政治的・社会として、常に考慮されてきた……」。こうした極めて合理的な

白人の側の公式上の対インディアン政策は、1830年に A. ジャクソン大統領が署名した「インディアン移住法」(Indian Removal Act) の施行によって大きく転換される。なお、ジャクソン大統領は、インディアン征伐戦争に関連し次のような演説を行っている——「兵士諸君、諸君の活躍によりめざましい戦果をおさめた。諸君は残忍な敵を打ち破ったのだ。畜生どもはもはやフロンティアの平和を乱すことはないだろう。荒野は文化の温床となるであろう。平和への道が血によって拓かれねばならぬのは嘆かわしい。しかし、善のためには悪をきり捨てねばならぬ。これは神の摂理である」(西出敬一, 1986)。

この悪名高い「移住法」は、ことをチエロキ族に限って言えば、彼等が居住する地域の ^{ゴールド}金を手に入れたがった白人達の物欲から生まれたことは周知の通りである。Waldman, C. (1988) は、In 1930, President Andrew Jackson signed the Indian Removal Act to relocate the eastern tribes to an Indian Territory west of the Mississippi River. と述べているが、文中の relocate は、ヴェトナム戦争で、transfer of population (Hodge, B. & Fowler, R., 1979) の名にもとに行われた「強制移住」と同じ含意を持つはなはだ double-speak 的政治用語である。Meyer, W. (1971) も、ヴェトナム戦争でアメリカ軍が（ヴェトナム人に対してとった）戦略と、インディアン諸民族に対してとった戦略の恐るべき類似性に言及し、Though it would be difficult to document, a comparison of the Indian projects with the "packaged" projects for overseas deployment, including an examination of US Army military tactics and massacres and the "relocation" (reservation) camps used in Vietnam, might very well reveal an amazing similarity of design. (下線部筆者) と述べている。支配者側の勝手な論理によって強制的に実施された「移住」をインディアンの側からは The trail of tears (「涙の行進」) と呼ばれているが、それは第二次大戦中の「バターン死の行進」に匹敵するものであった。Waldman, C. (1988) は次のように述べている。

The first forced trek westward began in the spring of 1838 and lasted into the summer. On the 800-mile trip, the Cherokees suffered because of the intense heat. The second mass exodus took place in the fall and winter of 1938-39 during the rainy season ; the wagons

bogged down in the mud, and then there were freezing temperatures and snow. On both journeys many Indians died from disease and inadequate food and blankets.

死者の総数は人口のほぼ4分の1にあたる4千人におよんだと Waldman, C. (1988) はつけ加えている。「涙の行進」を余儀なくされたのは チェロキだけではない。チョクト (Choctaw), チカソ (Chicasaw), セミノール (Seminole) なども「移住法」の犠牲者であった。Meyer, W. (1971) は「涙の行進」を余儀なくされた5万人のインディアンのうち半数が死んだと言っている。さて、「移住法」の次の対インディアン政策の大転換は、1871年に施行された連邦法である。曰く——「合衆国領土内のいかなるインディアン・ネイション、部族も、以後、独立のネイション、部族と認められず、合衆国は彼らと条約を締結してはならない」。この法律によって、インディアンは以後自律的な民族とはみなされなくなつたということである。コロンブスの「発見」以降ほぼ400年後のことである。さらに最後の一撃を加えたのが、「インディアンに土地を割り当てること、インディアンをアメリカ合衆国市民とすること、インディアン部族を解体してしまうこと、そして彼らの慣習・文化等を顧慮することなく彼らを一方的に自営農民とすること」(上田伝明, 1974) を目的として1887年に作った「一般割当法」(通称ドーズ法 [The General Allotment Act or The Dawes Severalty Act]) であった。「ドーズ法」は、インディアンの土地を白人のために使用せよという圧力によって生まれたものであるが、同法の成立によって私的所有になじんでいないインディアンが、土地を効果的に使用することもできず、隣接地の白人との競争に破れ、結果として白人移住者に広大な余剰土地を与えることになったのである(上田伝明, 1974)。同法の成立がいかにインディアン諸民族の自立性に大きな影響を与えることになったか想像にかたくないものである。以上のような事情であるから、合衆国憲法が「インディアン問題」を処理する憲法上の権限の一般的分野について一切触れていない(上田伝明, 1974) としても、少しも不思議ではない。もともと白人達はインディアンを対等な人間とはみなしていなかったからである。

1869年、ニュー・メキシコ州の高裁判決は、インディアンを、wandering savages, given to murder, robbery, and theft, living on the

game of the mountains, the forest, and the plains, unaccustomed to the cultivation of the soil, and unwilling to follow the pursuits of civilized man. (Bosmajian, H., 1974) と定義した。これより先1787年、連邦会議（下院）への代表の数を決める人口の算定が、「年期服役者を含み、課税されないインディアン（Indians not taxed）を除いた自由人の総数に、自由人以外のすべての人数の 5 分の 3 を加えて決定される」（上田伝明, 1974）ものと決められた。これが憲法の条文の中に生かされることになるが、Bosmajian, H. (1974) は、奴隸の黒人は *three fifths of a person*, つまり「(1人前の人間の) 5 分の 3 程度の人間」、インディアンは *nonentity*, つまり「人間としては認められていない」存在として定義づけられたのだとしている。1879年に「アメリカ国民」を法律的に規定した憲法修正第14条 (...all persons born or naturalized in the United States, and subject to the jurisdiction thereof, are citizens of the United States and of the State wherein they reside.) にもインディアンは加えられていない。1832年のアラバマ州の高裁の判決は、インディアンを“beasts” “savages” “wildmen” と定義し、1897年のミネソタ州の高裁は、インディアンを, not as highly civilized as whites ... less subject to moral restraint と決めつけた。こうした定義づけは今世紀になっても続く。1917年にミネソタ州の高裁は、インディアンに選挙権を認めない判決を下し、理由として、インディアンは “uncivilized” であるからとした。(ちなみに、1948年アリゾナ州の高裁がインディアンに選挙権を与える決定を下している。これがインディアンに選挙権を与える州決定の最初のものである。コロンブスの「発見」以降、実に 4 世紀半もかかってのことである。) さらに下って、1944年には、Arizona, Nevada, North Carolina, South Carolina, Virginia の 5 州がインディアンと白人との結婚を禁ずる法律を通していいる。

このような事実を並べてもきりがない。それほどにインディアン蔑視の規定は汗牛充棟ただならないのである。Mayer, W. (1971)によれば、インディアンを人間以下と規定する州高裁の決定は 2 千、州の法令 (statutes) は 5 千、合衆国最高裁判事の決定が 500 に及ぶという。法律で、heathens, beasts, barbarians, savages, wildmen, uncivilized, dirty, lazy, brutish, unproductive, のように一民族の特性を規定することは、... reinforce the redefinition of the oppressed into nonpersons (Bosmajian, H., 1974) することである。redefinition とは、法律（したがって、言語）

がインディアンを前述したように規定する前に、インディアンを「畜生にも劣るとみなしつつ廣場に落ちている糞か、それ以下のものとしか考えなかった」(ラス・カサス, 1988) ことが前提にあるからである。このような（法律による）規定、つまりはインディアン抑圧の言語は、いったん法律として有効性を持つてしまうと、governmentally institutionalized and in effect legitimized (Bosmajian, H., 1974) となる。つまり、制度的に実効性を持つようになり、インディアン諸民族の身分は固定化するのである。だからして当然、アメリカン・インディアン諸民族の側からみた「アメリカ史」は、白人の侵略と虐殺、自治権の喪失および民族自決権の復権運動史ということになるはずだ。運動はまだ終わってはいない。健全少年ロバート君は確実に現代に生き続けているのである。ヴェトナム戦争をめぐる公聴会でマックスウェル・ティラー将軍は、“But I have often said it is hard to plant corn around the stockade when the “Indians” are still around ... We have to get the Indians farther away in many provinces.” (Mayer, W., 1971) と言った。文中の“Indians”は直接的にはヴェトナム人を指しているが、含意は、「厄介者」であり「人間以下の存在」であり、その他法律によって規定されて来た数々の「定義」が喚起する意味あいである。さらにまた、「グリーン・ベレー」(Green Beret)用のマニュアルにはアメリカの兵隊がヴェトコン兵士を殺していく漫画が載っていて、そのキャプションには、“That's one little Indian that won't talk anymore,” (Ibid.) とあった。1871年以降法律によってインディアン諸民族を規定（定義）して来た結果がこれである。規定（定義）は言語によるものであるから、インディアンに対する抑圧と差別は、一つには言語によるものと言うことが出来るであろう。たしかに Bosmajian, H., (1974) の言う通り、定義が法律によって実効性を持つようになると政治的に制度として固定するのである。それは同時に社会的にも（定義が）固定し一般化することを意味する。他民族に対する偏見はこのようにして拡大再生産される。ロバート少年やマックスウェル・ティラー将軍のインディアン民族観は、以上のような歴史的言語的コンテキストの中で形成されたものと考えることが出来るのである。なお、Allen, I. L. (1983) は、アメリカン・インディアンに付けられた nickname をリストに示している。リストアップされているのは全部で27種類。27種類の nickname は ethnicity を問題にしないで一般性の高いもの

に限っているので、それぞれの部族特有のものをリストアップすれば膨大なものになろう。barbarian, savage, red-devilなどほとんどのものが pejorative なコノティションを持っているのは当然であろうが、Mencken, H. L. : *The American Language*, 1936, が、A. ポープの詩の一節 ("Lo, the poor Indian! whose untutor'd mind Sees God in clouds, or hears him in the wind") から生まれたとする lo も含まれていることは別の意味で注目に値しよう。

法律上の「差別的定義」は、白人のアメリカ大陸への進出が「人びとを導き、治め、改宗させ、現世においても来世においても彼らに幸福な生活を送らせるためにはかならなかった」(ラス・カサス, 1988) としても、明らかにアメリカン・インディアン民族の抹殺を意図したものと解釈できる。しかしながら、今日150万人もの人口が示す通り、物理的な意味での抹殺は不可能であった。物理的に不可能なら、白人社会への「同化」(assimilation) というもう一つの道を選ぶしかない。同化とは、抹殺や消滅の謂である。事柄の本質は物理的抹殺と少しも変わらない。次章ではどのような同化政策を合衆国政府がとったのか、その点を言語政策を中心に眺めておきたい。

(3)

同化政策は、世界の何処でも共通した要素を持っている。第1は学校教育から手を付けている点であり、第2は、教育用語を支配者の言語に取り替えてしまう点である。1901年指導要領 ("A Course of Study for Indian Schools") が発表される。その目的はインディアンに better morals, a more patriotic and Christianity and ability for self-support を叩き込むことにあった。しかしながら、民族自決権を否定する同化政策が、反人権思想に裏うちされている以上本質的に間違った選択であり、かつ(1)(2)章でも触れたような歴史的コンテキストの中で前出の指導要領がかかげる基本方針を読むと、それがいかにグロテクストなものか分かって来る。いったい better morals を身に付けるべき者はインディアンなのか、それとも白人なのか。このように基本が間違っている以上具体的なシラバスとなると矛盾はいっそう大きくならざるを得ない。それは歴史教育においてもっとも顕著になる。例えば、① They (=American

Indians〔筆者注〕) should learn a few important dates, such as that of the discovery of America, settlement of Virginia, Declaration of Independence, etc. ② Describe historical events, as the discovery of America and the landing of the Pilgrims. ③ See that the event turns on the person, showing examples of patriotism, valor, self-sacrifice, heroism... — (Bosmajian, H., 1974) といった具合である。インディアンの立場からこうした指導案をみたらどうなるか。Mayer, W. (1971) は, Columbus did not discover America. Can something be "discovered" which is already occupied by a considerable number of peoples with cultures attesting to no small degree of "civilization"? と言っているが, これはもう常識だろう。しかし, 全ての問題はここから起こっている。かつてインディアンは統一国家を持ったことはないが, 既にそこに自律的な文化を確立していた民族を一方的に切り捨て無視した「独立宣言」(1776) が, インディアン達に何を意味したか。それは彼等に対する(白人の)「宣戦布告」でしかなかったろう。examples of patriotism, valor, self-sacrifice, heroism の例を覚えておけということになれば, J. コースター・清水知久訳(1979), デイー・ブラウン・鈴木主税訳(1983), 一之宮久(1986)等に描かれている数々のインディアンの抵抗の物語をこそ記憶にとどめるのが本筋というものだろう。

教室で強制的に歌わされた歌も同じである。例えば, Land where our father died, land of the Pilgrim's pride といったことばが出て来る歌を子供達はどういう気持ちで歌ったか。Bosmajian は, Some of us broke out laughing when we realized that our fathers undoubtedly died trying to keep those Pilgrims from stealing our land. と言っている。星条旗に対しても salute することが義務づけられた。しかし, インディアンの子供達にとっては, 国旗は, under which their conquerors and oppressors had marched した侵略のシンボルでしかなかった。こうしたグロテスクなカリキュラムは, (1) (2) 章で言及した「健全な」ロバート少年やマックスウェル・ティラー将軍のような白人達によって立案され, 健全な教師達によって教室で実施されたものと思われる。「健全」とは何かを改めて問い合わせざるを得ないのである。それと同時に, 英国のウェールズ(中村敬, 1989)の場合といい, フランスのアルザス(田中克彦, 1981)の場合といい, あるいは身近なところで大日本帝国に支配されて

いた朝鮮（梶井勝，1989）の場合といい、教育がいかに国策の道具あるいは機関として国家に利用されて来たかを思うのである。こうした状況は今日においても本質的に変わってはいない。

以上のような学校教育における同化政策を補完するものとしてジャーナリズムの論調がある。1885年から1900年にかけて発行された *The Indian Helper* 紙の主張は、... the American Indian must break with the past and blend into the dominant society. (Littlefield, D. F. Jr. & Parins, J. W., 1984) のように徹底した同化主義の立場に立つものであった。同化は保留地から離れたところにある全寮制の学校 (nonreservation boarding school) によってもっとも効果的に進められると考えた。理由は、見込みのあるインディアンの子供を保留地の “dirty” で “primitive” な環境や “ignorant” なインディアンから切り離して教育が出来ると考えられたからである。インディアンの中のエリート層をまず白人化することを目的としていたわけだが、他のインディアン達はいわゆる落ちこぼれとして切り捨て、「保留地」という名の強制収容所に捨て置くことを意味した。このような同化政策には当然言語の問題がからむが、インディアンを独立のネイションとは認めない連邦法が発布された1871年からわずか15年後の1886年に、インディアン問題担当相 (the commissioner of Indian affairs) が以後公立とキリスト教系の学校 (missionary schools) においてはインディアン語の使用を禁ずる、代わって英語を使うべしという通達を出したのを機に、インディアンの生徒達の（指示に対する）意見を載せた。それに対し、*American Indian and Alaska Native Newspapers and Periodicals, 1826—1924*, 1984, の編者は、Not surprisingly, all published students' comments favored the ban on native language as a necessary part of Indian education. と興味あるコメントを付している。合衆国政府の同化政策を支持する同紙は、同化への世論を造り上げるのに協力することを期待されていたからである。

1908年から1912年まで発行された *The Thlinget* 紙は、インディアン語を “an extremely deficient language”, 英語を tongue of “civilization” と規定し、The natives would need it (= English 筆者注) in the future to “get away from heathen customs and advance in civilization” と述べ、英語はインディアンの “civilizing” process にとって鍵を握る存在だとしている。このような言語における vernacularism (Illich, I., 1981) の蔑視

は言語における植民地主義に共通してみられる現象として筆者は今までに何回も指摘したところである（中村敬, 1989）。1880年から1883年にかけて発行されていた *School News* 誌も生徒たちに abandon their native languages and adopt English を勧めている。理由は、英語が throw off the old ways and adopt the white society のための絶対要件 (essential) であったからである。しかしながら、ここにみられるような、一つの民族や国家が「生き残る」(survive) ために、自らの母語を捨て社会的大言語にすり寄って行く状況は、多くの母語の使い手達に次に述べるような癒しようもない精神的な傷を与えての上でのことを忘れてはならないであろう。

1886年に、インディアン問題担当相が学校における使用言語を英語にすべしという通達を出したことは既に述べた。こうした通達に敏感に反応したのは州政府で、州立の Indian schools でも、教育用語を英語にすべしという通達を出したため、閉校に追い込まれた Indian schools が何校も出たと言われている (Leap, W., 1981)。もっと徹底したところでは、母語を口にした子供には罰を与えた (Children were punished for speaking their ancestral language on the playground or in other informed contexts — Ibid.; 富田虎男, 1982)。いったいどのような罰を与えたのか、Leap, W., (1981) は具体的に示してくれてはいない。おそらくウェールズやニュージーランド（中村敬, 1981）、ブリタニー（アンリ・ジオルダン, 1987）、琉球（田中克彦, 1981）などで行われた「方言礼」を生徒につけさせたりムチでなぐるといった罰もその一つであったのではないかと想像されるが、渡辺義彦氏（1986）は、シャイアン族の一人で日本に在住するアメリカン・インディアンの（旧姓）イレーヌ・アイアンクラウド氏の次のような驚くべき証言を伝えている。「少女時代、鉛筆を友達に借り、部族語で『ありがとう』と言ったばかりに、消毒用の多量の石灰水で何回も口を洗われ、口が出血して腫れ上がったという。自分のものを貸した友達も、厳しい体罰を受けたのだそうだ。どんなに自分が飢えている時でも、狩の獲物はまず年寄りや子供に与え、それから全員で分かち合うとインディアンの道徳を破壊し、民族の言葉を奪い魂を奪うのが教育であった」。なお、アイアンクラウド氏は現在日本名を名乗り、（筆者との personal communication では）過去の自分を葬り去って日本人として生きようとしているらしく、当時の言語教育については語りた

くない様子で、ここでは敢えて旧姓時代の発言として引用させていただいた。なお、同氏の同じ趣旨の発言が田中了氏（1986）によても伝えられていることを付記しておこう。支配言語を強制する際の言語政策がしばしばいかに野蛮な行為を伴うものか、アイアンクラウド氏の証言はそのことを雄弁に語ってくれてはいるが、それにしても「石灰水で何回も口を洗わせる」ほどの他の例を、筆者は寡聞にして知らない。

以上見て来たように、合衆国におけるインディアン（および他の少数民族）に対する差別は、要するにことばの問題であるとも言えるのである。白人によるアメリカン・インディアンに対する差別は、インディアンを文明生活とは無縁な、人間以下の知能しか持たない「土人」と規定された、あるいはそのようにレッテルを貼られた初期の時代から、法律によって規定やレッテルが制度の中で再確認される過程で固定化されたものであると言うことが出来るであろう。他人や他民族を規定したりレッテルを貼る行為は、現代社会の病理と言ってもよいほど一般化しているが、アメリカン・インディアンの差別史は、ことばによる差別の固定化がどのようなプロセスをたどるのかを明らかにしてくれるのである。

BIBLIOGRAPHY

- Allen, I. L. : *The Language of Ethnic Conflict—Social Organization and Lexical Culture*, Columbia University Press, 1983
- Bosmajian, H. : *The Language of Oppression*, Public Affairs Press, 1974
- Bowden, H. W. & Ronda, J. P. : *John Eliot's Indian Dialogues*, Greenwood Press, 1980
- De Puy, H. F. : *A Bibliography of the English Colonial Treaties with the American Indians*, AMS Press, 1917
- Fritz, H. E. : *The Movement for Indian Assimilation, 1860-1890*, Greenwood Press, 1963
- Ferguson, C. A. & Heath, S. B. : *Language in the USA*, Cambridge University press, 1981
- Hodge, B. & Fowler, R. : "Orwellian linguistics" in Fowler, R., Hodge, B., Kress, G. & Trew, T. (editors) : *Language and Control*, Routledge & Kegan Paul, 1979

- Illich, I. : "Taught Mother Language and Vernacular Tongue" in Pattanayak,
D. P. : *Multilingualism and Mother-Tongue Education*, Oxford University Press, 1981
- Kah-Ge-Ga-Gah-bowb(Copway, G. [English name]) : *Indian Life and Indian History*, AMS Press, 1978
- Lindquist, G. E. E. : *The Indian in American life*, Friendship Press, New York, 1976
- Leap, W. L. : "American Indian language" in Ferguson, C. A. & Heath, S. B. (editors) : *Language in the USA*, Cambridge University Press, 1981
- Levernier, J. & Cohen, H. (Editors) : *The Indians and Their Captives* : Greenwood Press, 1977
- Littlefield, D. F. Jr. & Parins, J. W. : *American Indian and Alaska Native Newspapers and Periodicals, 1826-1924*, Greenwood Press, 1984
American Indian and Alaska Native Newspapers and Periodicals, 1971-1985, Greenwood Press, 1986
- Mayer, W. : *Native Americans : The New Indian Resistance*, International Publishers, 1971
- Perdue, T. : *Nations Remembered — an oral history of the Five Civilized Tribes, 1865-1907*, Greenwood Press, 1980
- Wright, J. L. Jr. : *The Only Land They Knew*, Macmillan, 1981
- Williams, E. : *From Columbus to Castro — the History of the Caribbean, 1492-1969*, Vintage Books, 1984
- Waldman, C. : *Encyclopedia of Native American Tribes*, Facts On File Publications, 1988
- 梶井陟 『朝鮮語を考える』 龍溪書舎, 1980
ラス・カサス著 染田秀藤訳 『インディアスの破壊についての簡潔な報告』 岩波文庫, 1988
- 上田伝明 『インディアン憲法崩壊史研究』 日本評論社, 1974
- 石原保徳 『インディアスの発見』 田畠書店, 1980
- W. E. ウォシュバーン著 富田虎男訳 『アメリカ・インディアン—その文化と歴史』 南雲堂, 1977
- 猿谷要 『アメリカ 歴史の旅』 朝日選書, 1987
- ディー・ブラウン・鈴木主税訳 『わが魂を聖地に埋めよ』 上巻, 草思社, 1983

- 渡辺義彦 『インディアンは手で話す』 径書房, 1986
- J. コースター・清水知久訳 『この大地、わが大地』 三一書房, 1977
- レオ・ヒューバーマン著 小林良正訳 『アメリカ人民の歴史』 岩波新書
- 富田虎男 『アメリカ・インディアンの歴史』 雄山閣, 1982
- 一之宮久 『わが聖地を守れ! ナバホ・インディアンの強制移住』 三一書房, 1985
- 清水知久 『米国先住民の歴史』 赤石書店, 1986
- 藤永茂 『アメリカ・インディアン悲史』 朝日選書, 1985
- 猿谷要 『西部開拓史』 岩波新書, 1982
- アンリ・ジオルダン・原聖訳 『虐げられた言語の復権』 批評社, 1987
- 田中克彦 『ことばと国家』 岩波新書, 1981
- 中村敬 『英語はどんな言語か』 三省堂, 1989
- 西出敬一 「アメリカ合衆国史と先住民族」(『北海道と少数民族』 札幌学院大学生活協同組合, 1986)
- 田中了 「少数民族をめぐる課題」(『北海道と少数民族』 札幌学院大学生活協同組合, 1986)